

全体	No.55
個別	014-01

平成25年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	総務課（消防団）
-----	----------

No.	項 目	地区消防団の統合及び車両の適正配置の推進
	1. 組 織 目 標	<p>【 内 容 】</p> <p>消防団員の減少に伴い、若者や女性の入団を促進し増員を図るとともに、分団員数の減少若しくは職場等の都合により災害時において消防団活動に影響のある分団は、隣接分団と統合し部制を敷くとともに地区消防団のブロック化を行い地域に適応した分団及び車両を配備し、迅速かつ的確な分団活動が行われるよう、消防団組織等改革推進委員会で協議を行い、分団統合、車両の適正配置を進めます。</p> <p>【 指 標 】</p> <p>平成25年4月1日の対馬市消防団の分団数67分団を60分団とします。</p>
	2. 実 績 (成 果)	<p>本年度は、厳原地区14分団が11分団、豊玉地区14分団が12分団、上対馬地区13分団が12分団にそれぞれ統合されました。</p>
	3. 評 価	<p style="text-align: center;">○</p> <p>組織等改革推進委員会の提案により、分団統合が進み対馬市消防団67分団から61分団となりました。 統合した分団にあつては団員数が増加し、分団活動が活性化しました。</p>
	4. 今 後 の 展 開	<p>消防団組織等改革推進委員会で協議を行い、統合が進まない地区は統合を進め、終了後車両の適正配置について協議します。</p>

全体	No.56
個別	014-02

平成25年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	警 防 課
-----	-------

No.	項 目	応急手当の普及啓発活動																																										
	1. 組織目標	<p>【 内 容 】</p> <p>自分の家族は勿論、「身近な人は自分で守る」を主眼とし、応急手当（人工呼吸・胸骨圧迫・AEDの使用）の重要性から応急手当の講習会を毎週土曜日の終日に拡大し消防庁舎に来署いただき実施します。</p> <p>普通救命講習（3時間講習）及び負担の少ない救急法の指導（1時間程度の講習）を受講者が希望する日、場所において実施します。</p> <p>【 指 標 】</p> <p>受講者延べ人員、約2,500名に受講していただく。</p>																																										
	2. 実績（成果）	<p style="text-align: right;">1月～12月の統計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">講習種別</th> <th colspan="2" style="width: 25%;">23年中</th> <th colspan="2" style="width: 25%;">24年中</th> <th colspan="2" style="width: 25%;">25年中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総受講者数</td> <td>58回</td> <td>1,232名</td> <td>91回</td> <td>1,627名</td> <td>89回</td> <td>1,723名</td> </tr> <tr> <td>普通救命講習</td> <td>21回</td> <td>283名</td> <td>41回</td> <td>521名</td> <td>35回</td> <td>530名</td> </tr> <tr> <td>救急法講習</td> <td>37回</td> <td>949名</td> <td>50回</td> <td>1,106名</td> <td>54回</td> <td>1,193名</td> </tr> <tr> <td>※参考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>BLS普及会実績</td> <td>一回</td> <td>一名</td> <td>一回</td> <td>一名</td> <td>10回</td> <td>208名</td> </tr> </tbody> </table> <p>市民がAEDを利用した、救急事案（平成25年度） ◎市設置分 4件 ◎民間施設設置分 3件（内、適応有り 3件） 救急隊搭載の半自動除細動器（AED）にて、社会復帰事案 1件あり</p>	講習種別	23年中		24年中		25年中		総受講者数	58回	1,232名	91回	1,627名	89回	1,723名	普通救命講習	21回	283名	41回	521名	35回	530名	救急法講習	37回	949名	50回	1,106名	54回	1,193名	※参考							BLS普及会実績	一回	一名	一回	一名	10回	208名
講習種別	23年中		24年中		25年中																																							
総受講者数	58回	1,232名	91回	1,627名	89回	1,723名																																						
普通救命講習	21回	283名	41回	521名	35回	530名																																						
救急法講習	37回	949名	50回	1,106名	54回	1,193名																																						
※参考																																												
BLS普及会実績	一回	一名	一回	一名	10回	208名																																						
	3. 評 価	△																																										
		<p>AEDの設置場所の把握が徐々に市民に浸透して来ており、心肺停止患者発生時に利用されている状況です。</p> <p>CATVや市報をとおしてAED使用方法の広報を実施するとともに普通救命講習や救急法の指導を25年度も推進してまいりましたが、前年比100名弱の増加に留まり、指標受講者数に達し得ませんでした。</p>																																										
	4. 今後の展開	<p>従来、AEDは民間施設に事業者独自による設置が図られて、市当局としても教育委員会による学校や関係部署への設置事業が進められました。更に、24年度から3カ年計画で健康増進課が事業を進め、消防署から遠隔の地に50基のAEDを設置、官民合わせると設置総数は173基となっています。本年度も事業を医療対策課が引継、27基設置が予定されています。「突然死」を防ぐうえでAEDの使用効果は医学的に認められているところであります。</p> <p>今後とも事業所、学校等に受講機会を築いてもらうように推し進めていかなければなりません。</p>																																										

全体	No.57
個別	014-03

平成25年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	通 信 課
-----	-------

No.	項 目	消防救急無線のデジタル化
	1. 組 織 目 標	<p>【 内 容 】</p> <p>電波法関係審査基準が改正され、消防機関が使用する消防救急アナログ無線の使用期限が平成28年5月31日迄とされています。このことから消防無線のアナログ方式からデジタル方式への移行を平成27年度までに実施します。</p> <p>【 指 標 】</p> <p>【今年度】 実施設計業務及び整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計業務の完結を受け、平成25年度の地方債（緊急防災減災債）を活用して整備します。 ・実施設計業務を完結し、整備業務について予算化後、入札及び契約を行います。 ・契約締結後は、整備についての打合せ等を行います。
	2. 実 績 (成 果)	<p>設計業務を7月31日で完結し、整備予算が9月議会で承認されたことにより、12月10日に4社参加の制限付き一般競争入札を行い、落札した日本無線株式会社九州支社と12月18日に本契約を締結しました。</p> <p>12月19日から事業を開始し、総務省九州総合通信局への免許申請に向け必要な資料等の作成に着手し、基地局の工事等に関しては対馬市建設課との連携を図りながら、効率的な整備に向け取り組みました。</p>
	3. 評 価	○
		概ね計画通りに進捗しています。
	4. 今 後 の 展 開	<p>事業開始後工程表を作成し、定期的に工程会議を開催しています。</p> <p>今後も運用開始までに工程会議を毎月開催してその中で遅れを取り戻し、機器の低廉化をふまえ各システムの製造及び設置について再検討した上で業務の完結を目指します。</p>

全体	No.58
個別	014-04

平成25年度 [対馬市消防本部] 目標の成果

課名	予防課
----	-----

No.	項目	住宅用火災警報器設置促進広報及び効果的な立入検査の実施
	1. 組織目標	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報やイベントを通して市民に住宅防火を訴え、住宅用火災警報器設置率50%未満に低迷している9地区への重点的指導により早期設置を促進します。 2 火災発生時の人命危険が高い施設等に対する効果的な立入検査を実施し、一層の防火安全対策の徹底を図ります。 <p>【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用火災警報器の有効性をPRし、設置率が低迷している地区への重点的指導により全地区50%以上の設置率を目指します。 2 自力避難困難者が入居及び出入りする73施設に対して年1回以上の立入検査を実施し、防火安全対策の指導徹底を図ります。
	2. 実績(成果)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防運動及び防火イベント時に住宅用火災警報器設置促進広報実施。住宅用火災警報器設置率50%未満であった9地区が5地区に減少。 2 火災発生時の人命危険が高い73施設の立入検査を実施し、違反指摘事項があった18施設に対して違反指摘事項の改修を図りました。(違反指摘改修率95%)。
	3. 評価	○
		<p>住宅用火災警報器設置促進は目標指数の半数にとどまりましたが、効果的な立入検査の実施については73施設を立入検査し、違反のある18施設において違反指摘事項の95%が改修でき概ね目標指標に達する事ができました。</p> <p>市民の安全・安心を確保するために更なる住宅用火災警報器設置促進に取り組む必要があります。</p>
	4. 今後の展開	<p>住宅用火災警報器設置促進のため、建物(住宅)火災発生直後の設置指導、火災予防運動や広報を通じた設置率の向上を図ります。</p>